

北極域研究強化プロジェクトデータポリシー

北極域研究強化プロジェクト
運営会議決定
2025年 5月 27日

本ポリシーは、代表機関を国立極地研究所、副代表機関を海洋研究開発機構及び北海道大学が務める文部科学省補助事業「北極域研究強化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という）」の成果として取得した各種のデータの取り扱いとその利用等についての基本的な方針を定める。

1. 目的

本プロジェクトでは、これまでの北極域研究プロジェクトで得られた知見やコミュニティの意見を取り入れ、北極域の温暖化に端を発する諸課題の解決に向けて、日本の科学技術力を活かして積極的に貢献するため、「北極域の環境と社会の変化に起因する社会的課題の解決に向けた総合知の創出」を目的とする。

本プロジェクトでは北極域研究に係る極めて学術的価値の高いデータを取得することが想定される。これらのデータは、人類共有の財産であり、研究・教育・産業界などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要である。これらの貴重なデータを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、本プロジェクトに課せられた最も重要な目的の一つである。

2. データの定義

本ポリシーで取り扱うデータとは、本プロジェクトにより取得されたものを指す。具体的には、調査観測データ、モデル・同化研究データ、実験データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面、文献等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、並びにそれらのメタデータを指すこととする。また、生物、土壌、海水等の調査研究等で得られた標本（サンプル）のメタデータ、並びに同標本（サンプル）の分析データ及びそれらのメタデータも含むものとする。

3. データの取り扱い

本プロジェクトにより取得されたデータは、特別な取り決めがある場合を除き、当該データを取得した機関に帰属する。当該データに知的財産が含まれている場合は、取得機関の指定によるものとし、当該機関の規則等に則り、取り扱われるものとする。

4. データの権利

本プロジェクトは、本プロジェクトにより取得されたデータを利用する権利を有する。

知的財産と指定されたデータは、取得機関の関連ポリシー、規程等に基づき、当該データの積極的活用を図るとともに適切な管理に努める。

5. データの公開

本プロジェクトに所属する研究者は、取得されたデータの価値を最大限に高めるために、速

やかなデータの公開に努めることとする。ただし、データを取得した者には、その公開を猶予する期間が与えられるものとする。

6. データの保管・管理・活用

本プロジェクトで取得されたデータのうち、知的財産と指定されないものは、科学的・教育的・産業的利用のため、北極域データシステムが、「極地研のデータ・試資料の取扱いに関する基本方針」の則り、適切に管理・保管するとともに、国内外の研究機関、研究者及びステークホルダーに対して円滑に提供する。

本プロジェクトは、以上の基本方針を担保するために必要なポリシー・要項等を適切に整備するとともに、本プロジェクトに参加する全ての研究者等に対し本ポリシーの遵守を要請する。